

財 務 局

Q1 オリンピック・パラリンピックの費用負担をしても都財政は大丈夫なのか？

開催準備基金だけでは開催経費は賄いきれないが、不足分はどうするのか？

Q1

- **オリンピック・パラリンピックの費用負担をしても都財政は大丈夫なのか？**
- **開催準備基金だけでは開催経費は賅いきれないが、不足分はどうするのか？**

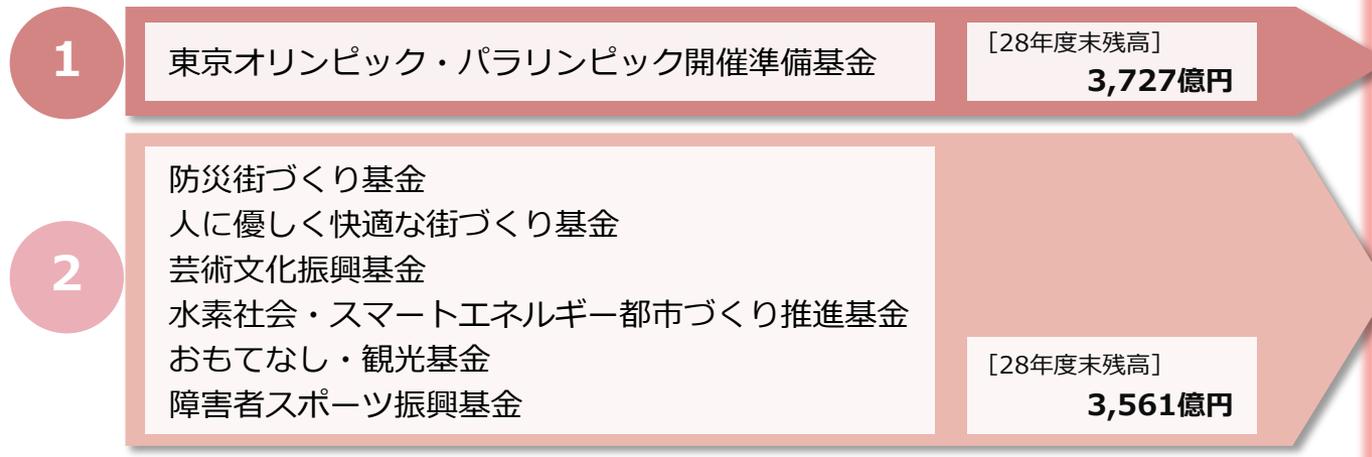
A1

- 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催経費については、現在、**東京都・国・組織委員会の三者による役割分担の整理とともに、その精査を行っております。**
- 組織委員会が中心となり、こうした精査をしっかりと行ってもらった上で、財源について、その中身とともに**今後明らかにしていくこととしております。**
- その際、国においても、**地方自治体や民間団体に対する財政支援**や、立候補ファイル提出時に取り決めた**パラリンピック競技大会への財政支援**など、しっかりとした財源措置を行っていただきたいと考えております。
- その上で、東京都としては、これまで、東京オリンピック・パラリンピック開催準備基金などの「**2020年に向けた集中的・重点的な取組を図る基金**」や、財政調整基金など「**財源として活用可能な基金**」の残高確保に努めてきております。（基金の詳細については別紙参照）
- 役割分担の整理により、都が負担する経費について、**一つひとつの事業内容や基金の設置目的などにに基づき、こうした基金を活用**していきたいと考えております。
- 加えて、基金以外においても、これまで予算編成の一環として実施してきた**事業評価の取組を一層強化し財源を捻出**するとともに、**都債の発行余力なども活用**しながら、大会開催に向けた準備を進めていきたいと考えております。（事業評価及び都債の詳細については別紙参照）
- こうした取組を通じ、**都民生活に影響がないよう適切に対応していくことが、財政当局としての役割**であると考えております。

基金の役割

- ▶ 基金とは、地方自治体が、条例の定めるところにより、特定の目的のために予め資金を積み立てておくもので、**一般家庭の貯金に当たるもの**
- ▶ 景気変動の影響を受けやすく、地方交付税の不交付団体である都が、安定的、継続的に行政サービスを実施していくためには、一定規模の**基金を確保し、適切に活用していくことが重要**
- ▶ 都では、東京2020大会開催に向けた準備の更なる加速や、都が直面する喫緊の課題に対応する施策展開を図るための基金を「**2020年に向けた集中的・重点的な取組を図る基金**」、財政調整基金など年度間の財源を調整する性格を持つ基金を「**財源として活用可能な基金**」として位置付け、それぞれの基金の役割に応じた活用を図っている

2020年に向けた集中的・重点的な取組を図る基金



史上最高のオリンピック・パラリンピックの実現

中長期的に安定した都財政運営の実現

東京オリンピック・パラリンピック開催準備基金

- ▶ オリンピック・パラリンピックに関連した**基盤整備等の財政需要に早い段階から備え**を講じ、負担の平準化を図るとともに、オリンピック・パラリンピック招致に向けた都としての**強い意思を内外に表明**するため、平成18年度に設置（平成18年3月 基金条例可決成立、同年4月施行）
- ▶ 平成18～21年度で毎年1,000億円、**計4,000億円を積立** ⇒ 平成28年度末見込で3,727億円の残高を確保

<概要>

名称	東京オリンピック・パラリンピック 開催準備基金
設置条例	東京オリンピック・パラリンピック 開催準備基金条例
設置年度	平成18年度
設置目的	オリンピック・パラリンピック開催 に関連する社会資本等の整備に要する 資金に充てる
所管局	財務局
主な充当事業	競技施設の整備
28年度末残高	3,727億円

<基金充当の考え方>

- ◆ **都が整備する競技施設の本体整備費に充当**
- ◆ **資産形成となる経費（公有財産登録基準に準拠）に充当**

<これまでの取崩状況> (億円)

事業名	計画額	26年度 取崩額	27年度 取崩額	28年度 取崩予定額	計
オリンピックアクアティクスセンター	683	1.0	9.7	1.1	11.8
海の森水上競技場	491	3.5	4.3	42.2	50.0
有明アリーナ	404	0.6	7.3	1.4	9.3
武蔵野の森総合スポーツ施設（仮称）	351	18.0	61.6	231.6	311.2
有明テニスの森	144	-	0.6	1.8	2.4
葛西臨海公園	73	-	0.6	8.0	8.6
大井ホッケー競技場	48	-	0.4	1.5	1.9
夢の島公園	24	-	0.2	4.2	4.4

2020年に向けた集中的・重点的な取組を図る基金（オリ基金以外）

▶ 2020年に向けた集中的・重点的な施策展開を図るため、6基金合計で**3,561億円**の残高を確保

名 称	防災街づくり基金	人に優しく快適な街づくり基金	芸術文化振興基金
設置条例	東京都防災街づくり基金条例	東京都人に優しく快適な街づくり基金条例	東京都芸術文化振興基金条例
設置年度	平成26年度	平成27年度	平成27年度
設置目的	東京を高い防災力を備えた街として整備する	公共交通及び道路の安全確保、都市景観の向上等、東京を誰もが安心して快適に過ごすことができる街として整備する	芸術文化の振興及び国内外への日本文化の魅力の発信に寄与する
所 管 局	財務局	財務局	生活文化局
主な充 当 事 業	◆ 耐震化整備 ◆ 不燃化対策	◆ 道路のバリアフリー化 ◆ 暑熱対策	◆ オリンピック文化プログラム
28年度未 残 高	2,478億円	296億円	88億円

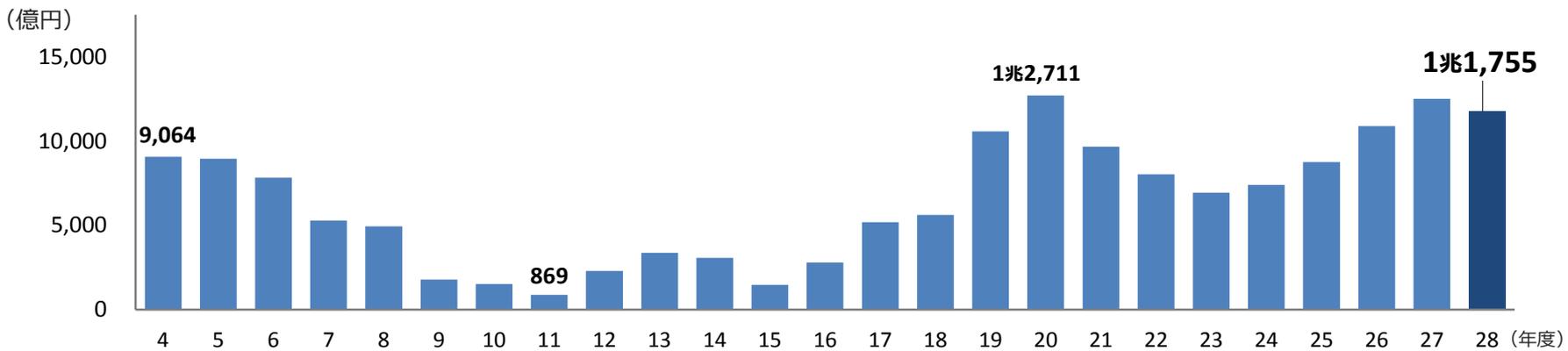
名 称	水素社会・スマートエネルギー都市づくり推進基金	おもてなし・観光基金	障害者スポーツ振興基金
設置条例	東京都水素社会・スマートエネルギー都市づくり推進基金条例	東京都おもてなし・観光基金条例	東京都障害者スポーツ振興基金条例
設置年度	平成27年度	平成27年度	平成28年度
設置目的	水素エネルギーの利用の拡大を図るとともに、エネルギーの有効利用と低炭素かつ自立分散型のエネルギーの利用とが進んだスマートエネルギー都市の実現に資する	東京を訪れる国内外の旅行者に対する受入環境の充実及びその他観光都市としての東京の発展に資する事業に要する資金に充てる	誰もがスポーツに親しむことができる都市の実現に向け、障害者スポーツの振興に資する施策の推進に要する資金に充てる
所 管 局	環境局	産業労働局	オリンピック・パラリンピック準備局
主な充 当 事 業	◆ 水素ステーション施設整備 ◆ 燃料電池自動車等導入促進	◆ 旅行者の受入環境整備 ◆ ボランティアの育成	◆ 理解促進・普及啓発 ◆ 施設整備
28年度未 残 高	355億円	144億円	200億円

財源として活用可能な基金

▶ 景気変動の影響を受けやすい不安定な財政構造の下、将来にわたり安定的に施策を展開していくため、「財源として活用可能な基金」の残高を確保（平成28年度末残高 1兆1,755億円）

名称	財政調整基金	社会資本等整備基金	福祉・健康安心基金	福祉先進都市実現基金
設置条例	東京都財政調整基金条例	東京都社会資本等整備基金条例	東京都福祉・健康安心基金条例	東京都福祉先進都市実現基金条例
設置年度	昭和38年度	平成9年度	平成19年度	平成27年度
設置目的	年度間の財源調整を図り、財政の健全な運営に資する	都市交通基盤整備、社会福祉基盤整備その他社会資本等の整備に要する資金に充てる	福祉と健康を増進する施策を推進し、もって都民の安心を確保する	子育て家庭への支援や超高齢化への対応などの福祉先進都市実現に向けた施策を推進し、もって誰もが地域で安心して暮らすことができる社会を構築する
所管局	財務局	財務局	福祉保健局	福祉保健局
主な充当事業		◆ インフラ整備	◆ 新型インフルエンザ対策 ◆ 肝炎治療推進事業	◆ 子育て家庭支援 ◆ 保育・介護人材の育成
28年度末残高	6,215億円	5,104億円	41億円	395億円

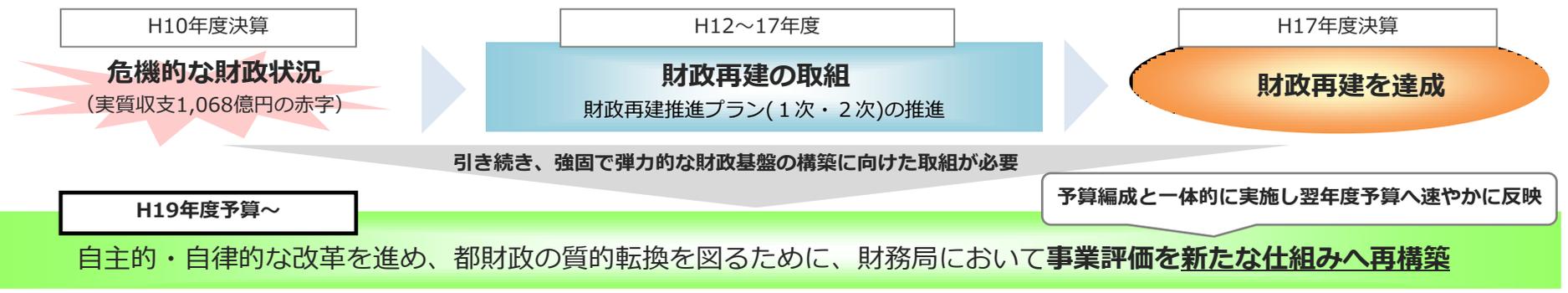
<残高の推移>



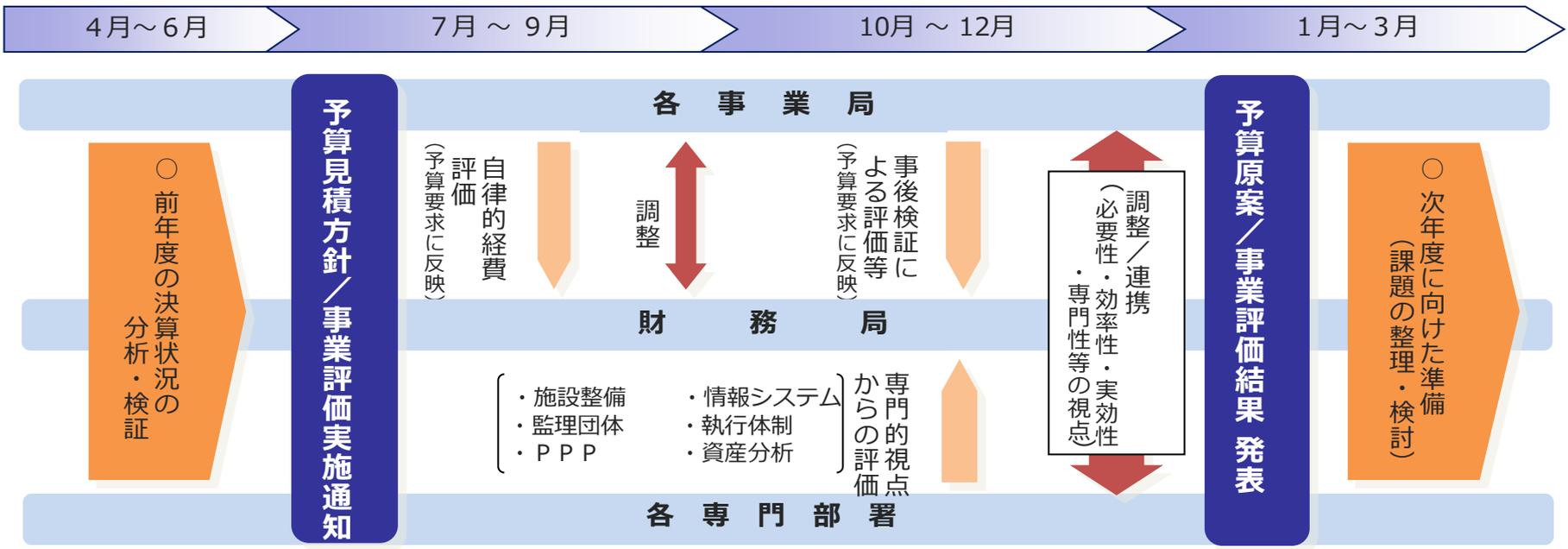
※27年度までは決算額、28年度は補正予算反映後の年度末残高見込額

事業評価の取組 ①導入の経緯と実施フロー

▶ 限られた財源の中で都政の諸課題に的確に対応していくため、都は予算編成の一環として事業評価（※）を実施
 （※） 財政再建達成以後も、事業見直しの成果とプロセスを継続するための制度として、都庁組織に内在化させた自己改革の取組



◆事業評価実施フロー：通年サイクルによる改善システム



事業評価の取組 ②多様な分析手法と効果

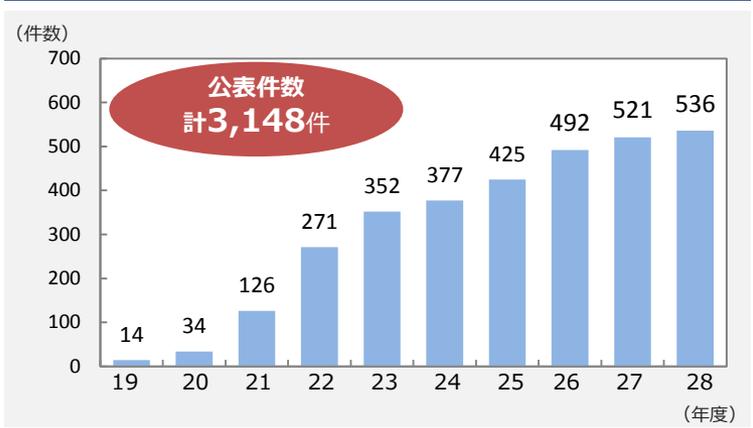
- ▶ 専門部署の視点を評価に反映し、**多様な分析手法を多面的に駆使**して、事業の効率性や実効性を**全庁参加**によって厳しく検証
- ▶ こうした取組により、10年間で3,148件の評価結果を公表するとともに、評価の結果を通じて**累計で約4,800億円の財源確保**につながっている

事業評価のポイントと分析手法

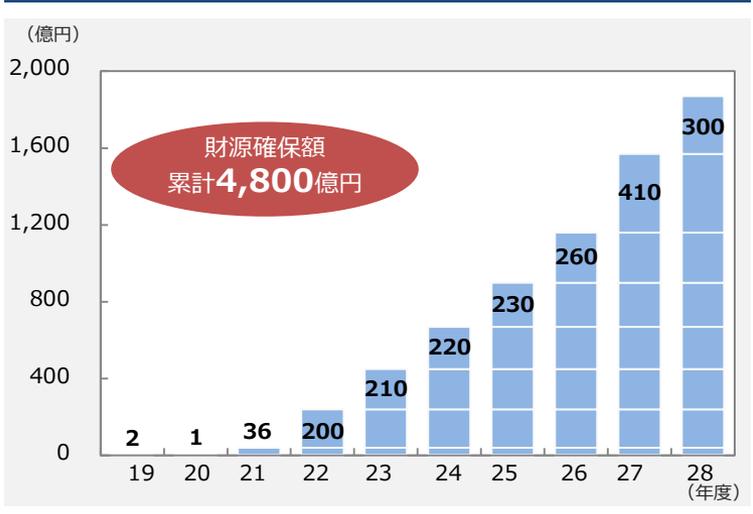
事項	ポイント
予算への反映	▶ 予算編成と一体的に実施 評価内容を速やかに 翌年度予算に反映
対象事業	▶ 都の 全ての事業 を評価
公表件数	▶ 年々増加 （28年度：536件） ※予算事業約3,000件を5年ごとに公表
評価体制	▶ 全庁横断的な体制 で分析・評価
評価手法	▶ 従来の官庁会計に企業会計（発生主義、複式簿記）の考え方を追加 ⇒減価償却費、金利など トータルコストを踏まえた分析・評価

評価の種類	開始年度	概要
事後検証による評価	H19	前年度の成果・決算状況の分析を通じ、今後の事業の方向性を検証
自律的経費評価	H21	各局が経常的な経費を自主的に検証
施設整備評価	H22	財産利活用などの観点から検証
情報システム関係評価	H22	情報システムの有効性などを検証
監理団体への支出評価	H23	監理団体を通じて行う事業の検証
執行体制の見直しを伴う事業評価	H23	執行体制などの事業の実施方法を検証
報告団体への支出評価	H24	報告団体を通じて行う事業の検証
監査結果に基づき見直しを図る事業評価	H25	監査結果に基づく改善内容を検証
優良事例等を活用した評価	H26	職員表彰等の優良事業を横断的に活用し検証
PPP(官民連携)手法の検討を行う事業評価	H27	事業ごとに最適な実施方法を検証
資産分析を行う事業評価	H28	更新時期を迎えた資産について、効率かつ効果的な運用を検証

公表件数の推移



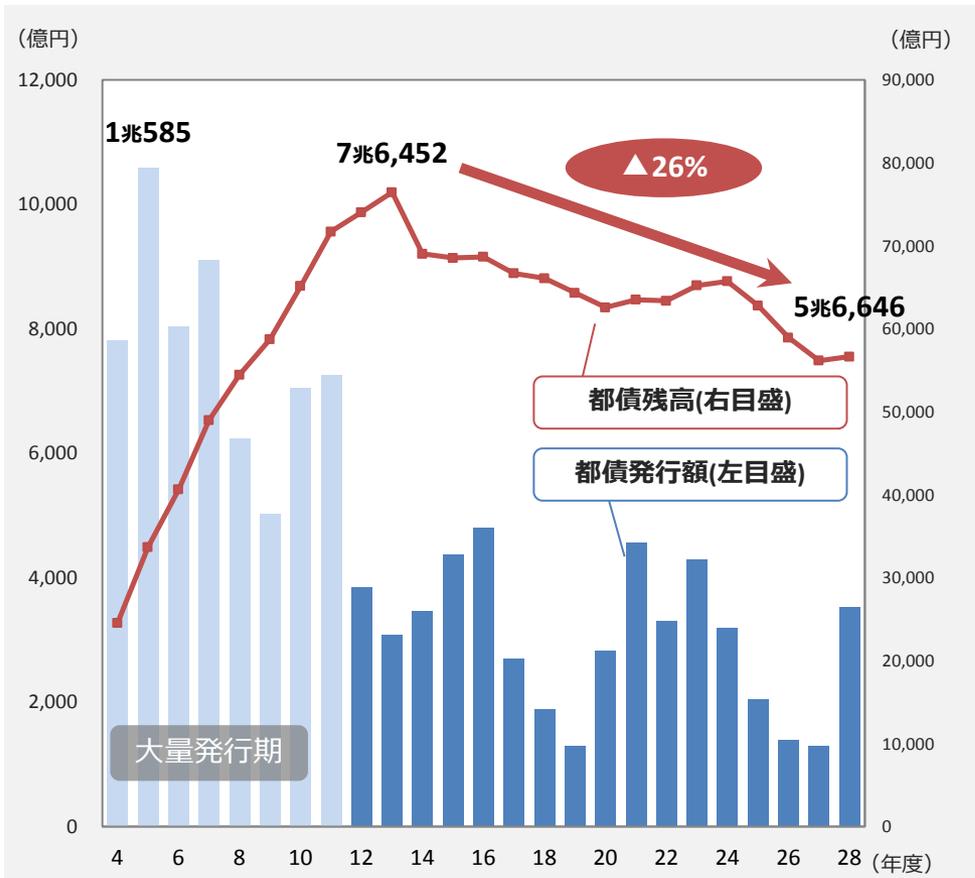
財源確保額の推移



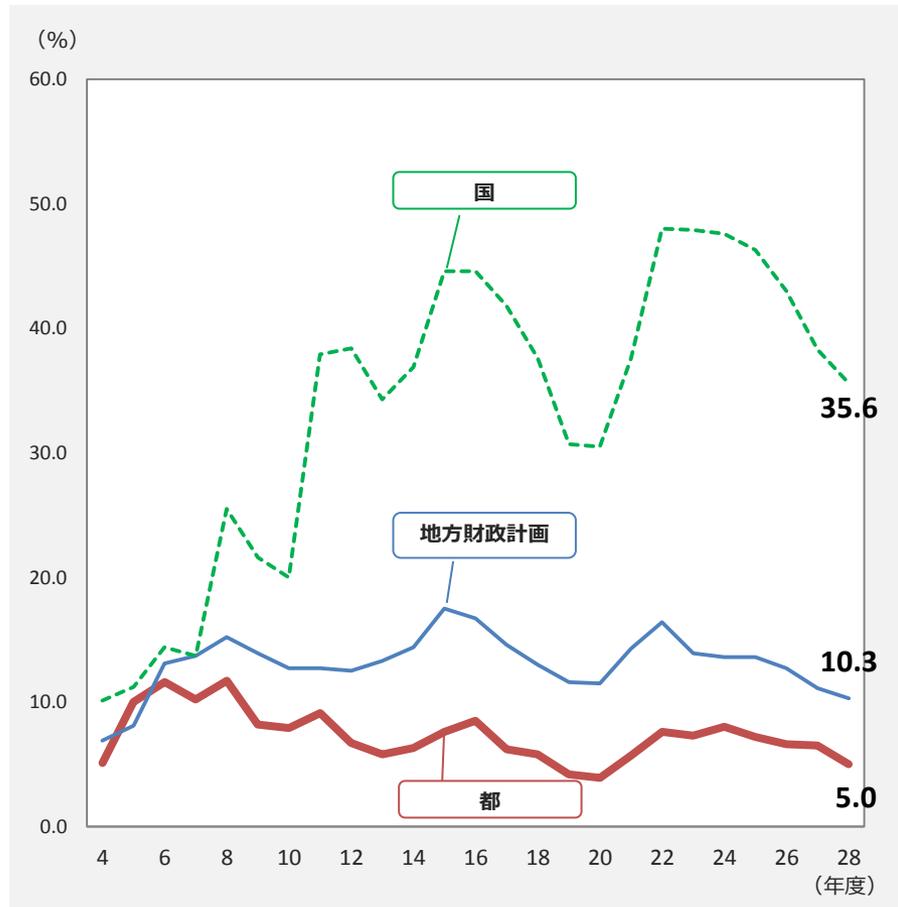
都債の発行抑制・残高の圧縮

- ▶ 都は、平成11年度まで、**税収減等による財源不足を、都債を最大限活用**することなどで対応
- ▶ 平成12年度以降、**財政再建の取組を通じて都債発行の抑制に努めるとともに、都税収入の増減に応じて都債発行の調整を行う**など、財政基盤の強化を図ってきた
- ▶ この間、都債残高は**ピーク時から3割減少**し、**起債依存度は、国、地方財政と比べても低い水準で推移**

都債発行額・都債残高の推移（一般会計）



起債依存度の推移（当初予算）



※27年度までは決算額、28年度は当初予算額（都債残高については27年度決算を反映）

(別添) 関係法令等一覧

地方自治法 第241条（基金）

昭和二二年四月一七日 法律第六十七号

第二百四十一条 普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、特定の目的のために財産を維持し、資金を積み立て、又は定額の資金を運用するための基金を設けることができる。

2 基金は、これを前項の条例で定める特定の目的に応じ、及び確実かつ効率的に運用しなければならない。

3 第一項の規定により特定の目的のために財産を取得し、又は資金を積み立てるための基金を設けた場合においては、当該目的のためでなければこれを処分することができない。

4 基金の運用から生ずる収益及び基金の管理に要する経費は、それぞれ毎会計年度の歳入歳出予算に計上しなければならない。

5 第一項の規定により特定の目的のために定額の資金を運用するための基金を設けた場合においては、普通地方公共団体の長は、毎会計年度、その運用の状況を示す書類を作成し、これを監査委員の審査に付し、その意見を付けて、第二百三十三条第五項の書類と併せて議会に提出しなければならない。

6 前項の規定による意見の決定は、監査委員の合議によるものとする。

7 基金の管理については、基金に属する財産の種類に応じ、収入若しくは支出の手續、歳計現金の出納若しくは保管、公有財産若しくは物品の管理若しくは処分又は債権の管理の例による。

8 第二項から前項までに定めるもののほか、基金の管理及び処分に関し必要な事項は、条例でこれを定めなければならない。

東京オリンピック・パラリンピック開催準備基金条例

平成一八年三月三十一日 条例第二三号

(設置)

第一条 オリンピック・パラリンピック開催に関連する社会資本等の整備に要する資金に充てるため、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十一条第一項の規定に基づき、東京オリンピック・パラリンピック開催準備基金(以下「基金」という。)を設置する。

(平二〇条例一〇三・一部改正)

(積立額)

第二条 基金として積み立てる額は、予算で定める。

(管理)

第三条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、確実かつ有利な有価証券に換えることができる。

(運用益金の処理)

第四条 基金の運用から生ずる収益は、東京都一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に繰り入れるものとする。

(処分)

第五条 基金は第一条の目的を達成するため、その全部又は一部を処分することができる。

(繰替運用)

第六条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(委任)

第七条 この条例の施行について必要な事項は、知事が定める。

附 則

この条例は、平成十八年四月一日から施行する。

附 則(平成二〇年条例第一〇三号)

この条例は、公布の日から施行する。

東京都防災街づくり基金条例

平成二七年三月一二日 条例第二号

(設置)

第一条 東京を高い防災力を備えた街として整備するため、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十一条第一項の規定に基づき、東京都防災街づくり基金(以下「基金」という。)を設置する。

(積立額)

第二条 基金として積み立てる額は、予算で定める。

(管理)

第三条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、確実かつ有利な有価証券に換えることができる。

(運用益金の処理)

第四条 基金の運用から生ずる収益は、東京都一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に繰り入れるものとする。

(処分)

第五条 基金は、第一条の目的を達成するため、その全部又は一部を処分することができる。

(繰替運用)

第六条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(委任)

第七条 この条例の施行について必要な事項は、知事が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

東京都人に優しく快適な街づくり基金条例

平成二十七年三月三十一日 条例第一八号

(設置)

第一条 公共交通及び道路の安全確保、都市景観の向上等、東京を誰もが安心して快適に過ごすことができる街として整備するため、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十一条第一項の規定に基づき、東京都人に優しく快適な街づくり基金(以下「基金」という。)を設置する。

(積立額)

第二条 基金として積み立てる額は、予算で定める。

(管理)

第三条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、確実かつ有利な有価証券に換えることができる。

(運用益金の処理)

第四条 基金の運用から生ずる収益は、東京都一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に繰り入れるものとする。

(処分)

第五条 基金は、第一条の目的を達成するため、その全部又は一部を処分することができる。

(繰替運用)

第六条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(委任)

第七条 この条例の施行について必要な事項は、知事が定める。

附 則

この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。

東京都芸術文化振興基金条例

平成二十七年三月三十一日 条例第二三号

(設置)

第一条 芸術文化の振興及び国内外への日本文化の魅力の発信に寄与することを目的とする事業に要する資金に充てるため、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十一条第一項の規定に基づき、東京都芸術文化振興基金(以下「基金」という。)を設置する。

(積立額)

第二条 基金として積み立てる額は、予算で定める。

(管理)

第三条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、確実かつ有利な有価証券に換えることができる。

(運用益金の処理)

第四条 基金の運用から生ずる収益は、東京都一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に繰り入れるものとする。

(処分)

第五条 基金は、第一条の目的を達成するため、その全部又は一部を処分することができる。

(繰替運用)

第六条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(委任)

第七条 この条例の施行について必要な事項は、知事が定める。

附 則

この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。

東京都水素社会・スマートエネルギー都市づくり推進基金条例

平成二七年三月三十一日 条例第六四号

(設置)

第一条 水素エネルギーの利用の拡大を図るとともに、エネルギーの有効利用及び低炭素かつ自立分散型のエネルギーの利用が進んだスマートエネルギー都市の実現に資するため、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十一条第一項の規定に基づき、東京都水素社会・スマートエネルギー都市づくり推進基金(以下「基金」という。)を設置する。

(積立額)

第二条 基金として積み立てる額は、予算で定める。

(管理)

第三条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、確実かつ有利な有価証券に換えることができる。

(運用益金の処理)

第四条 基金の運用から生ずる収益は、東京都一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に繰り入れるものとする。

(処分)

第五条 基金は、第一条の目的を達成するため、その全部又は一部を処分することができる。

(繰替運用)

第六条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(委任)

第七条 この条例の施行について必要な事項は、知事が定める。

附 則

この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。

東京都おもてなし・観光基金条例

平成二十七年三月三十一日 条例第五六号

(設置)

第一条 東京を訪れる国内外の旅行者に対する受入環境の充実及びその他観光都市としての東京の発展に資する事業に要する資金に充てるため、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十一条第一項の規定に基づき、東京都おもてなし・観光基金(以下「基金」という。)を設置する。

(積立額)

第二条 基金として積み立てる額は、予算で定める。

(管理)

第三条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、確実かつ有利な有価証券に換えることができる。

(運用益金の処理)

第四条 基金の運用から生ずる収益は、東京都一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に繰り入れるものとする。

(処分)

第五条 基金は、第一条の目的を達成するため、その全部又は一部を処分することができる。

(繰替運用)

第六条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(委任)

第七条 この条例の施行について必要な事項は、知事が定める。

附 則

この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。

東京都障害者スポーツ振興基金条例

平成二八年三月三十一日 条例第二二号

(設置)

第一条 誰もがスポーツに親しむことができる都市の実現に向け、障害者スポーツの振興に資する施策の推進に要する資金に充てるため、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十一条第一項の規定に基づき、東京都障害者スポーツ振興基金(以下「基金」という。)を設置する。

(積立額)

第二条 基金として積み立てる額は、予算で定める。

(管理)

第三条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、確実かつ有利な有価証券に換えることができる。

(運用益金の処理)

第四条 基金の運用から生ずる収益は、東京都一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に繰り入れるものとする。

(処分)

第五条 基金は、第一条の目的を達成するため、その全部又は一部を処分することができる。

(繰替運用)

第六条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(委任)

第七条 この条例の施行について必要な事項は、知事が定める。

附 則

この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。

東京都財政調整基金条例①

昭和五五年三月二八日 条例第二〇号

東京都財政調整基金条例(昭和三十九年東京都条例第二十四号)の全部を改正する。

(設置)

第一条 年度間の財源の調整を図り、東京都の財政の健全な運営に資するため、東京都財政調整基金(以下「財政調整基金」という。)を設置する。

(昭六三条例六・一部改正)

(積立て)

第二条 地方財政法(昭和三十二年法律第九号)第四条の三第一項及び第七条第一項の規定によるほか、次の各号に掲げる場合は、当該各号に定めるところにより算定した額(以下「積立所要額」という。)を下らない額を財政調整基金に積み立てるものとする。

一 地方自治法(昭和三十二年法律第六十七号)第二百一十一條第一項の規定による予算(以下「当初予算」という。)に計上された都税の額が前年度の当初予算に計上された都税の額(次の表において「前年度予算額」という。)を上回る場合 当該上回る額を次の表の上欄に掲げる額の区分によつて区分し、当該区分に応ずる下欄に掲げる率を順次適用して計算した額を合算した額

区分	率
上回る額が前年度予算額の三パーセントを超え五パーセントまでの額	〇・〇三
上回る額が前年度予算額の五パーセントを超え十パーセントまでの額	〇・一〇
上回る額が前年度予算額の十パーセントを超え二十パーセントまでの額	〇・一五
上回る額が前年度予算額の二十パーセントを超える額	〇・二〇

二 当該年度において予算に計上された都税の額が当初予算に計上された都税の額(次の表において「当初予算額」という。)を上回る場合 当該上回る額を次の表の上欄に掲げる額の区分によつて区分し、当該区分に応ずる下欄に掲げる率を順次適用して計算した額を合算した額

区分	率
上回る額が当初予算額の一パーセントまでの額	〇・一〇
上回る額が当初予算額の一パーセントを超え二パーセントまでの額	〇・二〇
上回る額が当初予算額の二パーセントを超え三パーセントまでの額	〇・三〇
上回る額が当初予算額の三パーセントを超える額	〇・四〇

東京都財政調整基金条例②

2 前項に定めるほか、第一条に掲げる目的を達成するため必要な場合は、財政調整基金への積立てを行うことができる。

(昭六三条例六・平九条例一五・一部改正)

第三条 前条第一項第一号又は第二号の規定により財政調整基金への積立てを行う必要がある場合において、次の各号の一に該当するときは、積立所要額の全部又は一部を財政調整基金に積み立てないことができる。

- 一 経済事情の著しい変動等により財源が著しく不足することが明らかであるとき。
- 二 積立所要額の全部又は一部を他の基金に積み立てることが必要であると知事が認めるとき。

(昭六三条例六・全改)

(積立額)

第四条 財政調整基金として積み立てる額は、毎年度予算で定める。

(昭六三条例六・一部改正)

(運用益金の処理)

第五条 財政調整基金の運用から生ずる収益は、東京都一般会計歳入歳出予算に計上して財政調整基金に繰り入れるものとする。

(昭六三条例六・一部改正)

(財政調整基金の処分)

第六条 財政調整基金は、次の各号の一に掲げる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

- 一 経済事情の著しい変動等により財源が著しく不足する場合において当該不足額を埋めるための財源に充てるとき。
- 二 災害により生じた経費の財源又は災害により生じた減収を埋めるための財源に充てるとき。
- 三 緊急に実施することが必要となつた大規模な土木その他の建設事業の経費その他必要やむを得ない理由により生じた経費の財源に充てるとき。
- 四 長期にわたる財源の育成のためにする財産の取得等のための経費の財源に充てるとき。

(昭六一条例六・昭六三条例六・一部改正)

東京都財政調整基金条例③

附 則

この条例は、昭和五十五年四月一日から施行する。ただし、第二条第一項第一号の規定は、昭和五十六年度における基金への積立てから適用する。

附 則(昭和六一年条例第六号)抄

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和六三年条例第六号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成九年条例第一五号)

1 この条例は、平成九年四月一日から施行する。

2 平成九年度及び平成十年度における東京都財政調整基金への積立てにおいては、この条例による改正後の東京都財政調整基金条例第二条第一項第一号の規定にかかわらず、同号に規定する都税の額には、地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第四条第二項第三号に掲げる地方消費税は算入しないものとする。

東京都社会資本等整備基金条例①

平成九年三月三十一日 条例第一四号

(設置)

第一条 都市交通基盤整備、社会福祉基盤整備その他社会資本等の整備に要する資金に充てるため、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十一条第一項の規定に基づき、東京都社会資本等整備基金(以下「基金」という。)を設置する。

(積立額)

第二条 基金として積み立てる額は、予算で定める。

(管理)

第三条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、確実かつ有利な有価証券に換えることができる。

(運用益金の処理)

第四条 基金の運用から生ずる収益は、東京都一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に繰り入れるものとする。

(処分)

第五条 基金は第一条の目的を達成するため、その全部又は一部を処分することができる。

(繰替運用)

第六条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(委任)

第七条 この条例の施行について必要な事項は、知事が定める。

東京都社会資本等整備基金条例②

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成九年四月一日から施行する。

(東京都シティ・ホール等建設基金条例等の廃止)

2 次に掲げる条例は、廃止する。

一 東京都シティ・ホール等建設基金条例(昭和五十九年東京都条例第十六号)

二 東京都福祉施設整備基金条例(昭和六十一年東京都条例第十九号)

三 東京都多摩振興整備基金条例(平成元年東京都条例第二十六号)

四 東京都住宅整備基金条例(平成元年東京都条例第六十号)

五 東京都都市交通基盤整備基金条例(平成六年東京都条例第二十号)

(基金の引継ぎ)

3 この条例の施行の際、東京都シティ・ホール等建設基金、東京都福祉施設整備基金、東京都多摩振興整備基金、東京都住宅整備基金及び東京都都市交通基盤整備基金に属していた債権及び債務は、この条例による基金に属する債権及び債務とする。

東京都福祉・健康安心基金条例

平成十九年三月一六日 条例第五七号

(設置)

第一条 都民の福祉と健康とを増進する施策を推進し、もって都民の安心を確保するため、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十一条第一項の規定に基づき、東京都福祉・健康安心基金(以下「基金」という。)を設置する。

(積立額)

第二条 基金として積み立てる額は、予算で定める。

(管理)

第三条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、確実かつ有利な有価証券に換えることができる。

(運用益金の処理)

第四条 基金の運用から生ずる収益は、東京都一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に繰り入れるものとする。

(処分)

第五条 基金は、第一条の目的を達成するため、その全部又は一部を処分することができる。

(繰替運用)

第六条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(委任)

第七条 この条例の施行について必要な事項は、知事が定める。

附 則

この条例は、平成十九年四月一日から施行する。

東京都福祉先進都市実現基金条例

平成二十七年三月三十一日 条例第四一号

(設置)

第一条 子育て家庭への支援や超高齢化への対応などの福祉先進都市実現に向けた施策を推進し、もって誰もが地域で安心して暮らすことができる社会を構築するため、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十一条第一項の規定に基づき、東京都福祉先進都市実現基金(以下「基金」という。)を設置する。

(積立額)

第二条 基金として積み立てる額は、予算で定める。

(管理)

第三条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、確実かつ有利な有価証券に換えることができる。

(運用益金の処理)

第四条 基金の運用から生ずる収益は、東京都一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に繰り入れるものとする。

(処分)

第五条 基金は、第一条の目的を達成するため、その全部又は一部を処分することができる。

(繰替運用)

第六条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(委任)

第七条 この条例の施行について必要な事項は、知事が定める。

附 則

この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。